

有資格者名簿登載者としての心得（要約版）

公共事業は、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、地域の産業基盤を支える重要な役割を果たすものです。そのため、本市においても市民の信頼を裏切ることのないよう、公正かつ厳正で、経済性を考慮した事務事業の執行に一層の努力をしているところです。

貴社（者）におかれましても、その社会的使命と公共事業の本旨を理解され、下記の事項を遵守のうえ、契約の締結及び事業の履行をお願いします。

記

- 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、「労働基準法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令、各事業に関する法令及び本市が定める関係規則、要綱等（「岡山市契約規則」、「岡山市入札執行規程」、「岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱」等）を遵守してください。
- 2 岡山市指名停止基準に該当するような行為は行わないでください。
- 3 各種技能講習等の受講による自己研さんに努めてください。
- 4 次の指名停止事由に該当したときは、直ちに本市契約課へ報告してください。なお、報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合は、指名停止期間が加重されることがあるので注意してください。

〔岡山市指名停止基準〕

- 別表第4項 安全管理等の不適切
- 別表第5項 関係法令違反
- 別表第6項 労働基準法等労働関係法令違反
- 別表第7項 独占禁止法違反，談合等
- 別表第8項 贈賄等
- 別表第9項 本市職員に対する反社会的行為
- 別表第10項 反社会的行為